

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

道選挙管理委員会告示

○北海道知事選挙における選挙運動に関する支出の制限額.....	1
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等.....	1

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第32号

平成15年4月13日執行の北海道知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出の制限額は、次のとおりである。

平成15年3月27日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

62,615,000円

北海道選挙管理委員会告示第33号

平成15年3月26日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成15年3月27日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数 92,615

3分の1の数 838,451

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

石狩支庁所管区域	22,720	後志支庁所管区域	30,724
----------	--------	----------	--------

渡島支庁所管区域	47,347	空知支庁所管区域	53,862
----------	--------	----------	--------

檜山支庁所管区域	14,919	上川支庁所管区域	30,088
----------	--------	----------	--------

留萌支庁所管区域	10,124	釧路市	51,442
宗谷支庁所管区域	9,701	帯広市	46,257
網走支庁所管区域	41,320	北見市	30,036
胆振支庁所管区域	19,093	岩見沢市	22,774
日高支庁所管区域	22,850	網走市	11,292
十勝支庁所管区域	50,530	留萌市	7,724
釧路支庁所管区域	22,432	苫小牧市	45,862
根室支庁所管区域	13,945	稚内市	11,706
札幌市中央区	51,849	美唄市	8,441
札幌市北区	71,880	江別市	32,431
札幌市東区	68,077	紋別市	7,613
札幌市白石区	54,978	士別市	6,323
札幌市厚別区	34,245	名寄市	7,404
札幌市豊平区	56,903	根室市	8,831
札幌市清田区	28,603	千歳市	23,478
札幌市南区	41,773	滝川市	12,668
札幌市西区	55,577	深川市	7,432
札幌市手稲区	36,170	富良野市	6,875
函館市	78,339	登別市	15,018
小樽市	41,552	恵庭市	17,291
旭川市	98,963	伊達市	9,897
室蘭市	28,636	北広島市	15,589

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域

50分の1の数 8,599

3分の1の数 138,321

北海道警察旭川方面本部管轄区域

50分の1の数 12,109

3分の1の数 167,575

北海道警察釧路方面本部管轄区域

50分の1の数 11,607

3分の1の数 163,385

北海道警察北見方面本部管轄区域

50分の1の数 5,416

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変更しました。

3 分の 1 の数 90,259
